後期基本計画策定に当たって

- 1. 計画策定の背景と目的
- 2. 計画の役割
- 3. 計画の構成と期間
- 4. 社会経済情勢の変化への対応

1. 計画策定の背景と目的

西都市では、平成23年度に「元気な日本のふるさと"西都" ~未来へと勇躍する "食" 創生都市をめざして~」を目標像とする第四次西都市総合計画を策定し、市民 とともに計画を推進してきました。

計画策定以降、地方分権の進展によって基礎自治体の役割が一層高まる中、人口減少や少子高齢化の進行、自然災害の激甚化、地球環境問題の深刻化、情報通信技術の急速な進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は一層厳しくなっています。

一方で、税収の大きな伸びが見込める状況ではない中、高度化・多様化する市民 ニーズに的確に対応しながら、地域社会全体を見通し、長期的視点に立った効率性・ 有効性の高い行政経営と変革期に対応したまちづくりを進めることが求められてい ます。

このような状況の中、本市でも限られた行財政資源の中で効率的な行政運営を進めるとともに、市民や市民活動団体、民間事業者と行政との協働によるまちづくりをさらに進める必要があります。

第四次総合計画の前期基本計画は、平成27年度をもって期間終了となるため、西都市の現状と課題等を踏まえ、前期基本計画に続く5年間の基本計画である第四次総合計画後期基本計画を策定します。

2. 計画の役割

総合計画は、市のまちづくりの目標を目指していく将来の姿を定め、それを実現するための方法や手段を総合的・体系的に明らかにするものであり、市のあらゆる施策や計画の基礎となるものです。

計画の策定に当たっては、市民の参画の下に行い、その内容を市民と共有し、お互いの役割と責任を明確にし、互いに協力しながら目標を実現していくことで、計画を推進していきます。

また、限られた経営資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するため、事業評価に基づいて施策を検証し、実効性・実現性の高い計画とします。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成しています。

(1)基本構想

本市を取り巻く社会経済情勢や地域の課題などを踏まえ、本市が目指す総合的・ 長期的視点に立ったまちづくりの方向性を示すものであり、計画の理念、目標像、 それに向けた政策展開についての基本的な考え方である基本戦略及び分野別基本 施策を示します。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10か年です。

(2)基本計画

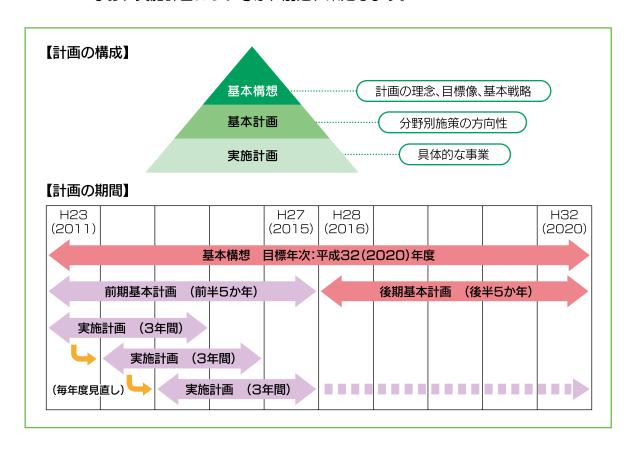
基本構想を実現するための基本的な施策を示したものです。

計画期間は、基本構想の期間を5年ごとに分け、前期基本計画と後期基本計画を策定します。今回は、平成28年度から平成32年度までの後期5か年の計画を示しています。

(3) 実施計画

基本計画を推進するための具体的な取組みについて定めたものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画を明らかにします。計画期間は3か年とし、状況変化に対応するため毎年度見直しを行います。

なお、実施計画については、別途、策定します。



4. 社会経済情勢の変化への対応

西都市を取り巻く社会経済情勢の変化は、今後の市政運営の方向性を考えるに当たって、大きな影響を及ぼすものと考えられることから、以下に示す社会経済情勢の動向等を的確に把握分析し、目標像の実現化に向けた具体的施策を検討しています。

(1)人口減少・少子高齢社会への対応

我が国の総人口は、平成20年(2008年)をピークに減少過程へ移行し、人口減少社会が到来しています。また、出生率の低下や団塊の世代を頂点とする特異な人口構造により、諸外国に類を見ない速さで少子高齢化が進行しています。このことは、消費の縮小や労働力の不足による経済活力の低下を招くとともに、コミュニティ機能の低下、子育てや社会保障制度のあり方など、社会経済全般にわたって、様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市においては、昭和35年の50,948人をピークに人口減少が続いており、平成26年は30,990人となっています。また、平成26年の15歳未満の子どもの数の割合は12.9%、65歳以上の高齢者の割合は32.9%であり、全国平均(12.9%及び25.1%)、県平均(13.8%及び28.6%)と比較しても速いペースで少子高齢化が進んでいます。

今後は、若い世代が安心して子どもを生み育てられ、高齢者が活き活きと暮らすことができる環境づくりを一層進めるとともに、周辺市町村との連携を図りつつ、都市機能の集積や良好な住環境・就労環境づくり、地域経済の活性化等を図って、人口減少抑制と人口構造の若返りに努めていく必要があります。

(2) 地方分権・地方創生の推進

地域のことは地域に住む住民が責任をもって決めることのできる地域社会の実現に向け、権限や財源の地方への移譲など、地方の自主性・自律性を高める地方分権が拡大されています。

また、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに伴い、国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定され、本市においても、平成27年度に「さいと未来創生総合戦略」を策定し、計画的に推進しているところです。

これからの市町村は、従来の国・県主導による全国一律の行政から、自己決定・ 自己責任による個性豊かな行政への転換を図り、多様で活力あるまちづくりが一 層求められています。 このような状況の中、本市は、市民と行政が一体となって地域固有の魅力や個性を創出し、地域の存在価値や誇りをより高めていくため、「西都創生」に努めてきました。

今後も、行財政改革大綱や総合戦略に基づいて、持続可能な行政運営を推進し、 「西都創生」の取組みを着実に実行するに当たっては、市民との協働による取組 みがますます重要となっています。

(3)経済情勢や産業構造の変化

交通網や情報通信網が発達し、企業や個人の活動がグローバル化*する中で、人・モノ・カネ・情報は、より魅力ある都市を求めて、国内の都市間はもちろん、国際的にも流動し、全国的に製造業の生産拠点の海外移転や外資系企業の国内進出が顕著になるなど、産業構造が変化しています。また、我が国は平成22年にTPP*交渉への参加を表明し、5年半に及ぶ交渉が平成27年10月、大筋合意に達したところですが、農業をはじめ医療や福祉、教育、金融、通信など国内産業への影響も不安視されています。

一方、地方における産業・経済は、景気動向や地域間競争の激化などを背景に 深刻な状況となっており、これに伴う雇用情勢の悪化や地域活力の低下が大きな 問題となっています。

このような状況の中で、人口減少を克服するためにも、若い世代を中心とした 雇用対策が求められています。今後、東九州自動車道の全線開通や国際定期便の 就航などの交通ネットワーク環境の充実、地域産業の特長等を活かし、観光交流 人口の増加、他の地域と異なる魅力や競争力を持った地域産業の拡大や新産業の 創出、これらによる新たな雇用創出など、地域産業の再生が必要となっています。 また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市 においても、これに関する国・県の戦略を活用しながら、本市の経済活性化やス ポーツランドづくり、魅力発信を一層推進する好機として活用する必要がありま

(4)安全・安心に対する意識の高まり

す。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害となり、広域にわたり 甚大な被害をもたらしました。これを教訓として、近い将来に発生が予想される 南海トラフ巨大地震や直下型の大地震への的確な備えが急務となっています。また、食品の偽装や消費者被害の発生、地域医療への不安など、社会の信頼性に関わる問題が生じています。さらに、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生に伴い、農業をはじめとした産業や市民生活に対する安全性への意識も高まっています。

本市においては、台風や地震などに備えた防災・減災対策の推進と危機管理体制の構築に努めており、今後とも火災や交通事故、犯罪対策などを含めて、行政

のみならず地域社会が一丸となって、暮らしの安全を確保していく必要があります。

また、生涯にわたる健康づくりや福祉・医療体制の充実など、すべての市民が 安心して暮らせる環境づくりを一層進めることが大切です。

さらに、家畜伝染病に対する防疫体制を堅持していくとともに、再発防止を含めた産地体制の確立を図り、安全な食料・食品の安定供給と市民生活の安全確保に向けた取組みを進める必要があります。

(5) 環境保全意識の高まり

地球温暖化や砂漠化の進行、資源の枯渇、生物多様性の減少など地球規模での環境悪化が危惧されることから、環境への関心が高まっています。また、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故もあり、再生可能エネルギー*への転換などによる、環境負荷*の少ない持続可能な社会づくりが求められています。

本市においては、環境基本条例の制定施行による取組みや環境に配慮した農業の展開、廃棄物の減量・資源化など、循環型・環境保全型のまちづくりを進めています。

今後も、水や緑を地域共有の財産として保全活用するとともに、廃棄物の排出抑制、太陽光やバイオマス*資源等の再生可能エネルギーの活用、環境産業の育成、環境教育の推進などにより、自然との共生を目指したまちづくりを実現していく必要があります。

(6)情報通信技術(ICT*)の進展

近年、インターネット*やスマートフォン*、SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことにより、様々な分野で利便性が向上し、誰もが必要なときに必要な情報を容易に入手することが可能となりました。

本市においても、こうした高度な情報通信技術の積極的な活用を図るため、情報通信基盤の整備を促進するとともに、市民のICT活用能力の向上やICTを活用した行政サービスの充実などに取組んでいます。

今後も、高度情報通信網及びその技術を産業や教育文化、保健・福祉・医療、行政サービスなどのまちづくりに幅広く活用し、地域の発展につなげていく必要があります。一方で、急速な高度情報化*の進展により、情報セキュリティ*の確保や個人情報の保護などへの対応が必要不可欠になっています。

(7) 市民協働の取組みの広がり

近年、市民のニーズや地域の課題が多様化し、これらに行政だけで対応することが困難になりつつあります。その一方で、市民活動が活発化しており、公共的課題への取組みが広がっています。市民活動の主体としては、個人、地域づくり協議会、地域団体、市民活動団体(NPO法人*等)などがあり、その活動形態も多様化しています。

本市においては、市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、「西都市協働の指針」を基本として、市民協働及び地域づくりへの意識の醸成・高揚に努めながら、協働が可能な分野における多様な主体との取組みを着実に積み重ねています。

今後も、協働が可能なあらゆる分野における取組みをさらに推進する必要があるため、行政においても、それに対応できる体制の充実を図ることが重要となっています。